険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条において同じ。）の業務及び財産の検査

二　［略］

三　次に掲げる者の検査（タからウまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

イ　［略］

ロ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ハ～ル　［略］

ヲ　電子決済手段等取引業を行う者

ワ～ウ　［略］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ニ　略］

ホ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ヘ～ラ　［略］

ム　電子決済手段等取引業を行う者

ウ～ノ　［略］

［二・三　略］

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官及び主任投資調査官）

第二十九条　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人及び主任投資調査官一人を置く。

［2～6　略］

険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。次条において同じ。）の業務及び財産の検査

二　［同上］

三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ～ヌ　［同上］

［号の細分を加える。］

ル～ラ　［同上］

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

ホ～ナ　［同上］

［号の細分を加える。］

ラ～ウ　［同上］

［二・三　同上］

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官及び主任投資調査官）

第二十九条　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人及び主任投資調査官一人を置く。

［2～6　同上］

7　為替実査官は、命を受けて、外国為替及び外国貿易法第六十八条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査（犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査にあっては、同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項、同法第十条の二に規定する電子決済手段等取引業者に係る同条及び同法第十条の三に定める事項並びに同法第十条の四に規定する暗号資産交換業者に係る同条及び同法第十条の五に定める事項に係るものに限る。）を実施する。

［8・9　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

7　為替実査官は、命を受けて、外国為替及び外国貿易法第六十八条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査（犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定に基づく検査にあっては、同法第二条第二項第三十八号に規定する両替業務を行う者並びに同法第九条に規定する特定事業者に係る同条及び同法第十条に定める事項に係るものに限る。）を実施する。

［8・9　同上］

附　則

この府令は、令和五年六月一日から施行する。